

平成20年度 第3回芦屋市社会福祉審議会会議録（要旨）

日 時	平成21年2月3日（火）午前10時～正午
会 場	市役所北館2階会議室3
出席者 （敬称略）	出席 会長 白石大介 委員 小笠原慶彰，都村尚子，長野良三，重村啓二郎 中條智子，亀山昌也，岡本威 欠席 委員 多田梢，渡辺宏子 事務局 磯森保健福祉部長，浅田保健福祉部次長（地域福祉担当）， 安達高年福祉課長，寺本介護保険担当課長， 北川福祉公社担当課長，岡田地域福祉課課長補佐， 木野高年福祉課主査，田嶋高年福祉課主査， 細井高年福祉課主査，山田高年福祉課主査
会議の公表	公 開 非公開 部分公開
傍聴者数	な し

1 議 事

第5次芦屋すこやか長寿プラン21（案）について

2 内 容

=事務局より資料確認 =

レジュメ・委員名簿

第5次芦屋すこやか長寿プラン21（案）（事前配布資料）

平成21年度介護報酬改定の概要（当日配布資料）

事務局から第5次芦屋すこやか長寿プラン21（案）について説明

白石会長：分かり易いご説明を頂きましたが、何かご質問等はございますか？

小笠原委員：2点あります。まず周知等経費が432万とありますが、この一人200円ずつという根拠があるかは分かりませんが、この数字を芦屋が使うということですが具体的にどういったことに利用するのかよくわかりません。芦屋市として具体的にどのようなことをするのかお聞かせください。

もうひとつは、保険料は平均して4,400円ということでしたが、今期分は国が補填するので上げなくていいと、この今期はともかくとして、次期はどうなるのか、急激に上がるというようなこともありえるということなのか、その辺りの見通しがどうなっているのかということです。

事務局/寺本：まず1点目ですが、200円の算定基準は、私どもにも良く分かりませんが国から今年の1月10日前後に急に示された金額です。

具体的には、パンフレットの作成を考えています。今回の考え方が介護従事者の処遇改善ということなので周知をする必要があります。処遇改善が当然行われなければならないということで、皆さんに知っていただいて、状況を見ていただくことが必要であるということです。今回は交付金によって保険料の軽減がなされますので、そのことについても、第1号被保険者の方にも知ってもらいたいということで、パンフレット等の作成を考えております。

具体的に、どのくらいかかるかはまだ算定していませんが、おそらくこの432万以下に収まると考えております。ただ、この432万につきましては、3年後に精算して返してくださいと言われておりますので、残った分はお返しする必要があります。ただ、保険料の軽減分については返す必要はありませんので、こちらは保険料へ反映させていきたいと考えています。

2点目ですが、国の考え方として段階的に上げるというのは急激に保険料が上昇することを抑えるというのがその目的ですので、21年度は国が全額補填して、22年度は半額を補填し、23年度には全額を保険料で賄い、24年度以降については、ゆっくりとスライドさせていこうというのが、国の考え方としてございます。

阪神間でも様々に行っているところですが、介護保険制度が平成12年に始まり、認定率や給付費において、右肩上がりに増えていきましたが平成17年度を境に、認定率や給付費の伸びも抑えられ、安定期に入ったのだらうとは思いますが、ずっと右肩上がりでしたので、保険料を上げなければならないということが今期の計画のスタートでした。

ところがこの3年間を見ても、どこにおいても準備基金の積立額が増えてきており、右肩上がりを予想していたものが実際には横並びになったということだという判断をしております。

平成18年度から始まった予防、介護予防の考え方ですが、これは地域支援事業の中で積極的に進めるとなっており、要支援又は要介護等になる前の段階で何とか食い止めようと介護予防の事業に力を入れていくということで、21年度以降、更に本格化してくるだろうと考えています。従って要介護認定者の数が減っていく可能性もあるという判断があります。

給付適正化事業は芦屋市の場合、現在6名の調査員が認定調査を行っています。以前は4人でしたが、段階的に人を増やしました。これまでは介護支援事業者に委託をして調査をしていました。ただ、介護支援事業者のケアマネジャーが、自分の受け持ちのお客様の調査をするわけですから様々な考えがあるかとは思いますが、事業者にとっては介護度が高いほうがサービスを多く取れるという考え方もまたひとつですので、その判定はやはり客観的な調査から行いたいということで、市が直接調査をするという取り組みを行っています。それに伴い介護認定の適正化が図られるということです。

また、各事業所に対する指導権限が18年度以降、市に移っております。その権限で、各事業者に対して適正な給付がされているかどうかという指導を行なっています。

介護予防の部分での認定率を下げ、元気な高齢者を多く作っていくという取り組みを行い、あわせて給付適正を行っていくということです。

この2点で考えると21年度以降、23年度まで、それほど大きな給付費の伸びはないと

いう判断をしています。従って、3年間同一保険料としましたが、24年度、急激に上がることは恐らくないという予測を、現時点では行っています。

先程少し説明がもれていましたが、資料の別紙2を見ていただきましたら、ご理解をいただけたと思います。これは各市の保険料の設定の考え方です。下から2番目に記載されているのが今期です。18年度から20年度までの各市の保険料の状態です。第4期介護保険料が、来期21年度からの、現在計画中の保険料の考え方です。保険料率の変化率をご覧頂きますと、伊丹市の方が10.5とかなり安くなっています。その他は大体が同じようなところで、少し上がったたり下がったりといった状況です。

特徴的なのは、介護給付準備基金保有額ですが、これが今期、18年度から20年度にかけて積み立ててきた額です。芦屋市の場合は、1億4,700万円です。

また、伊丹市は8億7,000万円もの準備基金を保有しておられます。そのうち3億4,000万円を崩し、保険料を補填することで、保険料が4,600円から4,115円まで下がります。ここは特に極端ですが12年当初から給付費の伸びが、角度のきつい右肩上がりだったので、17年度にかなり高く保険料を4,600円に設定されました。介護給付費と認定率が安定してきたということと、伊丹市においては阪神間でもトップクラスの給付適正化事業を行ってきたことにより、認定率も下がってきています。この結果、予測していた部分があまりにも急激だったために保険料段階をかなり高く設定しましたが、実はそうではなかったということ、更に給付適正をがんばられたということも手伝い、8億7,000万円もの基金が積みあがったということです。

伊丹市においては、通常は全額の取り崩しが前提ではありますが、これを崩してしまうと、保険料がかなり安くなってしまいます。そうなれば来期、21年度から23年度を安くしても、さらにその次の段階で、保険料を元に戻さなくてはならないために、急激に上がってしまうという判断もあり、取り崩し額は3億4,000万程度に抑えられているというのが現状です。

白石会長：只今ご説明がありました、介護給付準備基金ですが、芦屋、尼崎、西宮の場合でも3年で全て使ってしまうのですが、その後、積立金はどのようになるのでしょうか。

事務局/寺本：介護給付費準備基金積立金は介護保険の財源です。財源の中で負担率は完全に決まっています。公費50%、保険料50%。更に、2号被保険者の保険額についても決まっていますので、定められた額だけ市の方には降りてきます。すなわち、残額が出た場合は全て第1号被保険者の保険料の余り金額ということになります。

ですから、第1号被保険者にお返しするという考え方になります。それにより、保険料を軽減していくために使用するというのが、この準備基金の考え方でございます。

もしも余った場合は、また来期にも保険料軽減のために使用していくというのが、基本的な考え方です。逆に、足りなくなった場合は、今度は県から借り入れる必要があります。その場合、借り入れたお金は次の3年間で返していく必要があります。返していくお金も、やはり保険料ということですので、その辺りは大変難しいと思います。

白石会長：他に何かご質問はございますか。

都村委員：この話は、すこやか長寿プランの策定委員会でもご検討されていく内容になるのかもしれないし、ここでお話しすることではないのかもしれませんが、聞いていただきたいと思います。

私が一番気になりますのは、本来、行政の策というのは、どのように審議をし、どのように配分をしていくのかが一番大切だということは承知した上で、あえてご質問するのですが、介護報酬が上がるということで3%乗ってくる。それに対する目的、目標は、幾つか視点という形で挙げられていますが、人材確保の処遇改善というのが大きな歌い文句で今回3%の報酬アップが法律で決められたと聞いています。ところが、実質的には、従事者に反映されないのではないかとということも囁かれています。ところが、実際にこのように、 から のように配分されるということのチェックはどの様にされるのですか。

事務局/寺本：只今ご指摘いただいた点については、介護報酬の改定が行われたときに、芦屋市においても、芦屋市介護サービス事業者連絡会という、事業者や代表の方に集まっていただくという会があり、その中でも、一度話を聞いてみたことがあります。

3%アップということですが、例えば賃金として反映されるのかというような現状についてどうお考えですかということをお聞きしました。お話としては、残念ながらこの介護保険の中の2期3期において、報酬額が2回下げられている現状があり、その分を様々なところで切り詰めて、事業者としては赤字も抱えながら運営をしているという状況の中で、今回の3%アップといえども、きっちりと賃金にしてお返しするというのは、今の段階ではなかなか難しい状況であると、事業者のほうでは判断をしている状況であるが、当然ながら努力はしていかなければならないと考えている。ということでした。

国の介護報酬改定の議論の中においても、このような改定で、本当に介護従事者の処遇が改善されるのかという議論が活発に行われております。特にご指摘があったのは、報酬改定に伴い、21年度からスタートした際に、必ず、国が検証を行っていくとのこと。この報酬改定が介護従事者の方の給与等に反映しているのかということなどの検証を行っていくということで、国の方からも約束をされております。

どのような検証になるのか今のところ具体的には分かりませんが、本市としましては、まずは事業者の方のお話もしながら、また国の検証の状況を見極めつつ、できるだけ介護従事者の方に反映できるような、身のある内容になっていったらというように思っていますが、ただ現状、実状は厳しいというのが正直な状況でございます。

都村委員：そのようなことをよく聞きますので、確かに事業所が潰れてしまっただけでは意味がないわけで、安定を図るのは当然仕方のないことですが、それが様々な悪循環を生み出しているというか、人材が確保できないという状況がずっと続いているのは、確かに処遇が悪い、極端な話給与が悪いということです。だから人が入っても、仕事が想像以上にきついことと、給与も上がらないことから辞めていく。辞められると、技術の伝承がされないの、技術の積み上げがされなくなり更に仕事がきつくなるわけです。どんどん定着しないまま、ますますケアそのものの質が劣悪化していきます。

一番肝心なのは、例えば介護保険料が下がるということがありがたいという方は、とても

多いとは思いますが、その月額数百円のことよりも、自分が将来、ケアや援助が必要になった場合に、本当に親身になった、質のいい安定した介護を提供してもらえるのかどうかというの方が重要なのではないかと思います。

保険料が下がればいいのか、報酬額が少し上がればいいのか、それだけのことではなくて、本当に介護者が定着し、事業所の中でのケアの質を向上させていくためには、現時点で何をしなければならないのかという予測、計画が、抜本的に常に国も出来ていないという事はないのかもしれませんが、抜けているのではないかという気がしてなりません。

それを具体的に考えると、例えば今回、キャリアに着目した評価というのは、これはとても評価すべき点だとは思いますが、資格を持っている方に対しては、報酬を上げるということをして、施設全体で交付されると、それはすごくいいポイントだとは思いますが、例えば研修、トレーニング等をしっかりとさせているのかどうか、施設の中で行っているのかというようなチェック、そういったものに報酬を出したり、あるいは市が助成をする等、またできないのであれば市が介護従事者に対する研修、トレーニングを定期的に計画するなど、このようなことを行っている行政があるということも知っていますし、各市町村においての取り組みにも関わっていますので、そういったことが出来ないものかと、将来の市民の皆様のためにそう思います。

事務局/寺本：先程ご説明いたしました、芦屋市介護サービス事業者連絡会ですが、この組織が去年の9月に出来上がり、芦屋市のおよそ40事業者、加入率で言うと90%強になりますが、その目的は、芦屋市の介護サービスの質を高めようということです。

具体的に言うと、例えば神戸在住の方も、芦屋市の事業所に頼みたいと思えるくらいの、事業所に高めていこうという考え方が基本となっています。

積極的に研修会等も開催され、今はヘルプの研修を毎月行っております。夜、仕事を終えてから集まって、そこで例えば口腔ケアの研修や、どこか施設へ行き、訪問入浴の体験を試みるなどの研修がずっと積み上げられております。

芦屋市の介護サービスの利用者で言うと、例えば離職率の問題ですが、先生が先程言われたように、研修を積み重ね、自分の仕事にプライドを持ち、確かな技術を身につけるというスタンスで動いている事業所の離職率は大変低くなっております。

賃金だけに着目するのではなく、人として人と関わる、大事な仕事をしているということをして、その高い意識を持って仕事を行うという取り組みが必要だということです。

介護サービス事業者連絡会の事務局は市が行っております。市と事業者というのは、監査する方とされる方という対立している図式も確かにございますが、本市におきましては、市がその辺りの条件整備をきっちりと行い、事業者さんが動きやすいような状況を作っております。

近々、また今月に全体の研修会等が行われます。今回のテーマですが、「介護サービスの今後と経営のあり方」となっております。事業者さんがどんどん倒れていくという実情がありますし、経営が苦しいということもあります。しかし、経営をしっかりと行うことと、介護サービスの質を向上させることは、決して矛盾することではないという視点で、今回の研修が予定されております。そういった高い意識を常に持って具体的な行動にしていくということです。

あとひとつも、例えばそれぞれに部会がありますが、ヘルパーの部会、通所の部会、グループホームの部会があります。

このグループホームの部会で、到底考えられないというようなことがあったのですが、例えばAというグループホームとBというグループホームの職員を交換してお互いの技術を学び合おうといった取り組みも、現在行われつつあります。

事業所が自ら意識を高めていく。それに行政が条件整備を行うという、双方の相乗効果により芦屋市の介護サービスの質を高めたいということで、現在このような取り組みを行っています。

まだまだ課題もあり、入られない事業者もおられますし、そっぽを向いている方もいらっしゃいますが何とか様々な宣伝を行なって中に組み込んでいきたいと考えています。

都村委員：ありがとうございます。かなり安心しました。スタートするのはまだこれからだとは思いますが本当に素晴らしいと思います。ぜひ発展的に行なってください。ありがとうございます。

白石会長：その検証を見出すという事ですが、結局は各市町村ですることになっています。そのような検証を、例えばこういう審議会とか施策を打ち出して、その施策がどう反映していったかという、そこのところの検証はなかなかされておりません。

それは県であれ、市であれ、そこの検証をどうするのか、数値目標等を掲げられて、それを達成するだけで終わってしまうのではなく、なぜ達成されたのか、されなかったのか、そういう検証をこれからもっと実施していかなくてはなりません。

3%の根拠というものが、どこから出てきたのか、結局、その3%が従事者へと反映されるのか、どこかでうやむやになってしまうのか。うやむやになってしまうと、従事者のモチベーションが下がってしまいかねない。そこのところをどうするかということが大切ですね。

小笠原委員：これは少し関係ない話ですが、大学の非常勤講師の先生の給料というものは、大体これも決まっているのですが、それに対して、国のほうが補助金を出して給料を上げようとしたことがあったのですが、そんなことは誰も知りませんから、給料は上がりません。そうすると、非常勤講師組合が突いてきました。

交渉において、これが少しも反映されていないと言うと経営者が慌てて、そんな事を知っていたのかという話になりましたが、芦屋市が事業者の集まりという、そこまでやっているのなら、それでは実際に働いている方がどの様に考えているのか、そういったことをお聞きする機会を設ければ、よりよくなると思います。

確かに現在は経営難の事業所も多く、また余り大きな事業所ばかりというわけでもありません。そういうことで区別をしているとか、的確に別れているとかということもないでしょうけれど、それはそれとして、働いていらっしゃる方はどの様に考えていらっしゃるのかということをお聞きする機会というものがあればいいと思います。

それから、この周知等経費というのは432万ですよね。432万8,000円。パンフレットを作るのに必要といいましたが、これは用途限定ですか？

事務局／寺本：そうですね，周知等経費としてはっきり決められておりますし，今回の施策の内容について周知をするということで，言われております。

小笠原委員：その周知の内容というものを，どう考えるかですが，研修等には使えないのですか。パンフレットに432万円賭けても，読んでくれる人やすぐにゴミ箱に捨てる人もいますし，それに400万円ものお金をかけるなら，例え100万でも，事業者の集まりや，その啓発に使った方がいいのではないかと，ということも考えたいかがですか。お金を余らせず使うということも考えただけならと思います。

事務局／寺本：国が示してきたのは突然で，いまだ具体的な中身については明らかになっていません。いずれQ&Aが，3月，4月頃には示されると思います。

先生が言われたように，研修等に使える要素もあるかとは思いますが，目的が介護従事者の処遇改善についてと限定されていますので，今のところは詳細が明らかになっていないのでなんとも申し上げることができません。

小笠原委員：では，そういったQ&Aが出てきたらぜひお願いします。

事務局／寺本：事業者連絡会のことですが，各部会に出ておられるのは事業者ではなく現場の方です。すべて現場の方が出られて研修等がなされています。

小笠原委員：せっかくそういった集まりがあるのなら，例え100万でも自由に使えれば，自分たちのやりたい研修というものができるのではないかと，できればいいと思います。

事務局／寺本：ありがとうございました。

白石会長：利用者の満足度のようなものですが，大学では学生の満足度調査のようなものがあります。福祉の世界でも教職員の満足度調査，特に従事している方の満足度というものが必要であると思います。従事者の満足度が高まれば，利用者の満足度指数も高まりますし，企業で言えば支持率も上がると思います。サービスの内容等も上がります。その従事者への満足度調査みたいなものを，これから行なってみたらどうかと思います。

重村委員：TV等で，外国籍の人材派遣を認めたということでインドネシアの方が出ています。各自治体の就職が決まって，研修が始まったというニュースが流れていたのですが，長い目で見て，今の団塊の世代が介護を受けるようになれば当然労働人口が足りなくなるだろうということで受け入れを決めたというコメントがありました。

芦屋市としても，今後は恐らく，就職難から介護に従事される方も，介護の施設も足りなくなるでしょう。そのようなことが，あと10年から20年後には起こりうるわけです。

その辺りも踏まえて，芦屋市としては福祉施設に外国籍の方を受け入れる用意はされていますか。

事務局 / 寺本：外国人労働者の件については、具体的な話は何もされていないというのが現状です。介護従事者の処遇改善の話がありましたが、やはり施設や事業所によっては、人材が足りないという話しが中心になっています。

しかし、そこに外国人のことについて情報として入ってきていません。考え方としては、事業所の中で研修が積まれて、かなりのレベルの上昇が見込まれています。そこに新しく入ってきた方もそれに見習って、仕事をしながらレベルを上げていくというような状況の情報交換ですが、情報が流れることにより、人が集まってくるのではないかというのが、今の考え方で、外国人のことについては、今のところ話しが及んでいません。

重村委員：以前、政治家が仰しゃっていたのですが、この職場も人が足りないのではないかと。

たまたま話を耳にしたのですが、24歳になる子供が、ずっと、車で介護の仕事をされていたのです。しかし給料がほとんど上がらないためにその仕事を辞めてしまった。その理由として、今の自分は24歳だが、34歳の方の給料も知っている。10年後を考えても、結婚も生活もできないような賃金しかもらえない。これが、直近の従事者の声ですが、聞いてみると確かにそうだろうと思いました。その経営者に聞いてみると、人がいないのではなく、給料が低いのだ。外国人を入れる前に、もっと給料を上げてくれと。せっかく技術を磨いた人材が辞めていってしまう。これはここで語る内容ではないかもしれませんが、声を上げていかなければなりません。市の職員も自分に置き換えて考えてみてください。自分が40歳、50歳になって、子供も2人できたとして、どれだけの給料が必要かということ、その物差しは持っているでしょう。ここでいう話しではありませんが、介護の方の給料は本当に低いとされています。

さらに、外国籍の方には言葉の問題があります。介護の試験は日本語で受けるようですが、日本語は漢字を覚えるのは難しい。実際に作業が行えるのと、学問を修めるのとはまた別のものです。言葉が出来なくても実技は出来る。実際に介護に従事してみれば、例え言葉が通じなくとも、心が通じることにより、相手にも本当に喜んでもらえるでしょう。

芦屋が国際文化住宅都市で、外国籍の方が多く住んでいるということは素晴らしいことです。ですから、そういったことにも大きく声を上げて、政治家を動かしていかなければならない。現場のほうからも大きく声を上げていかなければなりません。

事務局 / 磯森：市の方からも要望書や意見書等をあげて、その結果認定され今回の3%上昇ということに反映されたのだらうと思います。

重村委員：もっと力を入れて欲しい。僕たちは皆介護難民になってしまいますよ。

昔、学校の教室が足りなくてプレハブ教室で授業を行っていた時期があります。このままいけば、介護施設にも同じようなことが起こってしまいますよ。僕たち団塊の世代は、まともに行けば施設にも入れないでしょうし、介護や面倒を見てくださる方もいないという状況になります。3%どうこうではなく、基本的なところから、根本的なところから変えていかなければならないと思います。

事務局/寺本:確かに賃金の話しは、私も2,3人の方から聞いたことがあります。

これまで福祉というのは、社会福祉法人を中心とした、様々な事業が行われてきました。この介護保険は、株式会社や有限会社、NPOなども参入して、ひとつの事業として成り立っています。逆に言うと、株式会社などが持っているノウハウなども、福祉の世界で活かさないかということが、今現在強く議論されているところです。

福祉という、措置という考え方だけではなくて、経営という考え方に立った介護保険制度のあり方。また、介護保険制度だけではなくそれに伴う周辺の、社会資源の開発とか、会社がコンセプトとして持っているところは、従業員の給料が高いところもあります。

事業者連絡会の中では、介護サービスの質を高めることと、経営をしっかりと安定させることは決して矛盾することではなく突き詰めていきたいと思います。しっかりとした経営、且つしっかりとした取り組みが出来るようにという実際の民間の会社の考え方というもので、これまで積み上げてきたものがあるからこそ、福祉の世界にも取り入れて活かすことが大切だということです。そういう事業が進められていることが、ひとつの明るい話題であると考えています。社会福祉法人とはまったく異なった考え方ではありますが。

重村委員:嫌味を言わせていただくと、そのように言っていて潰れた会社がありましたね。

事務局/寺本:はい、あります。

重村委員:民間の場合、結局利益に走る経営者もおりますから。

白石会長:確認ですが、今日は第5次芦屋すこやか長寿プラン21の、最終の日ですね。すこやか長寿プラン21の5章、介護保険サービスについて、並びに権利擁護委員会の設置。その辺りを審議して認めるかということですね。

事務局/磯森:このすこやか長寿プランの中には、高齢者福祉計画というものがございまして、それについて前回の中間まとめ以降の変更点だけ、ご説明させていただきたいと思っております。

事務局/安達:前回、中間まとめということお示ししまして、その後の策定委員会において、変わったところがありますので、説明させていただきます。

黄色の(案)、3ページになります。

図1、他計画等との調和とあり、中間まとめの時は、芦屋市の健康増進食育推進計画との関連ということで、図を示しておりましたが、その中で地域福祉計画について、他の計画と同じように、楕円形で示させていただいていました。これについては、委員の方から地域福祉計画というものは、社会福祉を総合的に推進していく市の計画であるというご指摘、上位の計画であるというご意見を頂きましたので、図1の四角の少し点線が細いですが、ここは太線に修正する予定でございます。それぞれの福祉の統括的な計画ということで四角の全体が地域福祉計画であるということで変更をさせていただいています。

49ページの表21、高齢者生活支援センターの設置予定数ですが、中間まとめにおいて

は、地域包括支援センターの下に、サブセンター、ブランチという表現で載せておりました。この点について、まず、サブセンター、ブランチの表現がよく分からないことを受け、変更を加えた結果、地域包括支援センターの下に、在宅介護支援センターという名称で変更しました。地域包括支援センター、あるいは在宅介護支援センターについては、用語解説のほうで説明を載せるつもりです。実績としましては、現在の平成20年度、4箇所の地域包括支援センターと、2箇所の在宅介護支援センターがあります。合計6箇所を併せて、芦屋市では高齢者生活支援センターという名称で載せています。

22年度のところでありますが、設置数の調整を予定というのは、22年度に福祉センターの開設が予定されておりますが、精道圏域が真ん中の圏域にあたりますので、そこで高齢者生活支援センターの在り方を、只今検討していますのでこういう形で載せているところです。

55ページの上から2番目の題目ですが、芦屋市高齢者権利擁護委員会の設置、その下の(仮称)権利擁護支援センターの設置というところを載せていますが、この2つの違いを明確に、というご意見を頂いています。

現在のところ、高齢者権利擁護委員会におきまして、権利擁護支援センターの在り方について、6回ほど検討をしている現状で、今月の20日に最終的な委員会で方向性を決める予定です。最終的には事務局に任せるということで、策定委員会の委員長と調整を図りながら修正を加えるところです。

現在のところ他に変更はありませんが、進捗状況については、新たに平成22年度、福祉センターの中に、権利擁護支援センターを設置する予定です。そこでの権利擁護支援センターの機能と骨格、あるいは権利擁護支援のネットワーク、バックアップ機能について、只今検討を進めています。それが固まりましたら、現在、高齢者権利擁護委員会ということですが、権利擁護支援センターを高齢者だけではなく、障害・児童も含めて、権利擁護を支援していこうという構想があり、権利擁護委員会の在り方、例えば権利擁護支援センターの評価・検証も含めて、在り方について検討していますので、これらの方向性が決まり次第、修正を加える予定です。

70ページの図36の生きがいづくり推進のイメージとありますが真ん中のあたりに、地域での活動の推進、ネットワークづくりということで、老人クラブから右の方に、芦屋YOクラブ、コミスク、自治会、それから、あしや市民活動センターということで並べています。中間まとめでは、市民活動センターと他の関係団体とは別個に計上していましたが、イメージとしては、市民活動センターが共同の拠点となりますが他の関係団体との連携を密にしながら、ネットワークを進めていくべきということで、こういう形に修正しました。

その下、最終的な生きがいづくり、介護予防の推進の目標として、見守り支援者、近隣住民等のボランティアの支援者の養成等を図っていこうということです。50ページの地域発信型ネットワークのイメージ図がありますが、下の、地域住民、インフォーマル支援者等に繋げて、ここから芦屋市の全市的な地域ケアの体制に繋げていこうということで、このイメージ図を最終的に作り上げました。

99ページの4-6、施設居住系サービスの市内施設整備数は、最終的に今期の市内施設の整備が固まりましたので、新たに設けたところです。表の61です。

施設サービスについては、平成21年度に介護老人保健施設60床、居住系については、認知症対応型のグループホーム共同生活介護が36床、混合型の特定施設が40床。22年

度23年度については、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護29床ということで、整備数を体系的に固めたものです。これが今回、追加という形で載せております。

109ページは、委員の方から関係機関、部署がよく分からない、この計画を見て窓口となるところはどこなのかというご意見がありました。当然ながら、組織改正等で名称は変わりますが、この計画が出来た段階で構わないということで、この計画の中に関係機関、部署等の一覧を載せております。

127ページ以降については、昨年の夏に潮見圏域の方で芦屋の高齢者福祉を考える、ワークショップ形式で会合を行いましたので、今期の計画も、同じように潮見圏域で、ワークショップ形式で行いました。今期の検証と今後の方向性について、潮見圏域でワークショップを開催したときの瓦版です。

当然、従前の参加者、新たな参加者があり、一緒に考えたものをこのような形で載せています。製本の段階では写真も掲載する予定です。

このような形で最終的に案としてまとめましたので、簡単ですがご報告させていただきます。以上でございます。

白石会長：45ページの、芦屋の全体図を見たのですが前にも申したことですが、奥池が陸の孤島になっていますが何世帯くらいが住んでいますか。

重村委員：南も合わせて、全部で大体600世帯くらいです。

白石会長：奥池地区は雪が降ったりすると、交通がどうにもならないので、生活支援センター的なものでなくても在宅介護支援センターとか、何か支所的なものが必要だろうと思います。山手生活圏域は広いですから。その辺りどうでしょうか？

事務局/安達：奥池については、前回の社会福祉審議会においてもご意見いただいたもので重々承知しております。高齢者生活支援センターの在り方になりますが、平成18年から19、20と3年間経ち、地域包括の在り方について色々とも問題も出ています。現在、精道生活圏域には高齢者が7,000人おり、まずは精道生活圏域の生活支援センターの在り方について、福祉センターも出来ますので検討していくところです。

当然ながら、奥池等山手生活圏域についても、陸の孤島的なこともありますので、例えばここに拠点として消防の分署に置くなど他の方法でお願いするなど、いろいろな課題があります。現在のところ、西山手高齢者生活支援センターの方で、奥池地区の方も見ているという状況であり、全体的な在り方も含めて、あるいはSCSとか色々な支援の拠点もありますので全体的な中で検討は続けていきたいと思えます。

ただ、今期の計画の中では、申し訳ありませんが、落とし込めていないということです。課題としては認識していますのでご理解いただきたいと思えます。

白石会長：600世帯というと、人口的には1,300人ほどです。やはり世帯が多い。そうすると、高齢化が進んでいる、進みつつあるということです。次期計画で、1,300人くらいの住んでいる人を対象とした何かを考えていただきたい。高齢化が進んでおります

ので。

なにか他にご意見ご質問はございますか。

中條委員：詳しくて分かりやすく丁寧に説明していただきましたが、大変、厳しい世の中ですから、社協にも離職者や、明日の生活も困るという方が色々な相談に来られますので、果たしてこの保険料がこのまま維持されていくのか、芦屋は大丈夫なのかと思います。

ご説明の通りにいけば本当に芦屋に住んでいてよかった幸せだと思うのですが。

白石会長：105ページを見ますと、第1段階の人が、生活保護受給者若しくは老齢福祉年金受給者で芦屋は少ないですが格差がある。芦屋にも転職する方が増えてきました。

中條委員：若い方で飲食関係などでは、主任や店長などにされると、TV等で言っていました、休みがなく大変きつい上に給料も安く、体を壊してしまっは元も子もないということで自分から辞めるとなかなか次の就職が決まらないということで、若い方には困った方が多いらしいです。最近では探しても、探しても仕事がないとのこと。

岡本委員：この表72の段階別の人数は65歳以上の方ですね。

65歳以上ということは、いわゆるサラリーマンで今のような経済危機になってフリーターが増えているとか、そういうのは関係のない話で65歳以上である以上、経済の落ち込みによる所得の動向はあまり無いわけですね。どちらかという、消費者物価上昇の動向によって年金が下がるとか、そういう世界の話です。自由業の方というのは600万円以上の方がほとんどですから少しくらい下がっても、600万円から下に下がることはあまりないと。そうすると、景気の動向でそう大きく変わることはないのではないかという考えでよろしいのですね。

中條委員：勘違いしておりました。

事務局/安達：市の全体の収入が下がりますが。

事務局/磯森：確かに、先程中條委員さんが言われたように、昨年の中頃までは、そんなに生活保護の相談などの伸びはなかったのですが、年明けを過ぎてから不況の影響なのはわかりませんが生活保護の相談件数が増えたり新規で生活保護を受けられる方が増えていらっしゃるということを担当の課長から聞いています。

白石会長：だから、第1段階予備軍といえますか。

長野委員：これは、最終的には3年ですか。3年の間に回転させるわけですか？

事務局/寺本：3年間はそのままです。

長野委員：その間は何もしないのですか。

事務局／寺本：計画ということではいたしません。

長野委員：世の中の情勢が変わってもこのままでいくわけですか。来年くらいには、日本経済が大きく落ち込むと思いますがそのままいけるのですか。

事務局／磯森：後ほど、今後の予定ということでお話しをさせていただこうと思っておりますのは、2月24日から市議会をお開き頂きますので、その際に基金、先程申しおりました臨時特例交付金の基金条例の制定や、介護保険料の条例改正、これは3年間変わりませんという内容です。それと関連する予算ですが、そういったものを提案させていただきたいと考えております。

白石会長：ついでに、今後の予定を含めて。

事務局／磯森：それが、先程申し上げましたが、2月24日から議会が始まりますので、条例と予算を提案させていただきたいと考えております。

白石会長：これからの3年間はずいぶん大きいですからね。

中條会長：このままいけば、本当に芦屋に住んでいてよかったと思えるようになる。

白石会長：結構、芦屋へ移ってくる人もいるかもしれませんね。約束の時間が近づいてまいりました。その他には何か。

事務局／浅田：それでは、その他ということで、次回の社福審の開催日程ですが、すでに調整させていただいておりますが、3月17日火曜日、2時から4時までということになっております。場所はこちらということになっております。

今回は、障害福祉計画のご審議を頂く予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

事務局／磯森：本日は、どうもありがとうございました。